

譲渡し業を行う第二種動物取扱業者のみなさまへ 動物に関する帳簿を備付けましょう

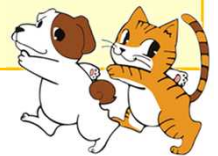
- 令和2（2020）年6月1日に動物の愛護及び管理に関する法律が改正されました。
- 第二種動物取扱業のうち、「譲渡し」の届出をしている事業者は「動物に関する帳簿」を備えることが義務になりました。

【対象となる動物】

- 哺乳類
- 鳥類
- 爬虫類



犬・猫だけではなく、動物取扱業者が対象とする動物全般です



記載内容

- 「動物に関する帳簿」は、動物の個体ごとに作りましょう。
- 記載してから5年間は保存しましょう

動物に関する情報	<ul style="list-style-type: none">● 動物の種類● 品種等● 性別● 管理番号
繁殖者等に関する情報 ※施設に来る前の履歴	<ul style="list-style-type: none">● 施設に来る前に所有していた人が、どのようにその動物を入手したか● 動物の生年月日● 氏名（施設に来る前に所有していた人の氏名）● 所在地（施設に来る前に所有していた人の住所）
所有に関する情報	<ul style="list-style-type: none">● 所有開始年月日● 入手元（誰からその動物を入手したか）
譲渡に関する情報	<ul style="list-style-type: none">● 譲渡年月日● 譲渡先● 情報提供実施状況● （必要に応じて）対面説明の実施、譲渡担当者の氏名など
死亡に関する情報 ※飼養保管中に死亡の事実があった場合	<ul style="list-style-type: none">● 死亡年月日● 死亡の原因

【お問い合わせ先】

栃木県動物愛護指導センター TEL 028-684-5458

【各種様式のダウンロードはこちらから】

<https://www.tochigi-douai.net/gyousya.html>

「3.2 届出業者の方へ（守るべき基準）」



動物に関する帳簿の記載例

この様式は参考様式です。必須の項目が記載されていれば、様式は問いません。



参考様式（法第24条の4第2項関係）

動物に関する帳簿（第二種動物取扱業）

動物に関する情報 動物の種類 犬 猫 その他（ ）

①品種等	性別	管理番号
雑種	<input type="checkbox"/> オス <input checked="" type="checkbox"/> メス	2020年8月三毛-①

繁殖者等に関する情報 繁殖(自家繁殖) 輸入 譲渡 保護

②生年月日	③氏名（法人の場合名称）	③所在地
2020年6月	栃木 太郎	栃木県〇〇市××9-8-7

※ 輸入等で生年月日が明らかでない場合は推定年月日や輸入年月日等

所有に関する情報（入手元）

④所有開始 年月日	入手元		
	上記と同じ	⑤氏名(法人の場合名称)	⑤所在地
2020年7月1日	<input checked="" type="checkbox"/>		

譲渡に関する情報

⑥譲渡 年月日	譲渡先	
	⑦氏名（法人の場合名称）	⑦所在地
2020年8月1日	宇都宮 花子	栃木県△△町□□111-1

⑧情報提供	⑨対面説明	⑨現物確認	⑨署名	⑩譲渡担当者
<input checked="" type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未	<input checked="" type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未	<input checked="" type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未	<input checked="" type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未	栃 木 介

⑨、⑩については任意の項目です

飼養保管中に死亡の事実があった場合

⑪死亡年月日	⑫死亡の原因